平成２６年（再イ）第２６号

兵庫県神崎郡福崎町東田原1039番地42

再生債務者　三木　敏幸

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月７日まで

平成26年10月10日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（再イ）第１３１号

福岡市早良区原４丁目12番１―101号

再生債務者　小川　紘司

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月31日まで

平成26年10月10日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１３６号

福岡県糸島市前原南１丁目１番18―311号

再生債務者　田中　浩二

1　決議に付する再生計画案　平成26年９月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月31日まで

平成26年10月10日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１７１号

福岡市西区今宿東２丁目５番17号

再生債務者　柴田　篤志

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月６日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月31日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月31日まで

平成26年10月10日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１７号

三重県桑名市大字地蔵13番地20

再生債務者　森　　美知

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月４日まで

平成26年10月14日　津地方裁判所四日市支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１０号

福岡県太宰府市観世音寺１丁目17番16号

再生債務者　渡邊　修一

1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月５日まで

4　一般異議申述期間　平成26年11月12日から平成26年11月19日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第３号

富山市中島３丁目９番16号

再生債務者　藤井　　悟

1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月７日まで

4　一般異議申述期間　平成26年11月14日から平成26年11月21日まで

富山地方裁判所

平成２６年（再ロ）第９号

大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋961番地18

再生債務者　桝矢　　毅

1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月７日まで

4　一般異議申述期間　平成26年11月14日から平成26年11月28日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２号

岩手県胆沢郡金ケ崎町六原伊吹111番地

再生債務者　千田　陽子

1　決定年月日時　平成26年10月14日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月11日まで

4　一般異議申述期間　平成26年11月25日から平成26年12月９日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第５号

千葉県市原市大厩1800番地344

再生債務者　福田　和也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年10月27日まで

平成26年10月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再ロ）第６号

福岡市城南区樋井川３丁目９―17　フルールセゾン102号

再生債務者　船津貴代美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年10月30日まで

平成26年10月９日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第３号

愛知県岡崎市宇頭北町２丁目８番地３

再生債務者　村鳥　道夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年11月４日まで

平成26年10月14日

名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

新潟県村上市北新保183番地

再生債務者　川崎　和春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月10日

新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（再ロ）第１００２２号

東京都多摩市鶴牧２―13―７―306

再生債務者　今村　　歩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

京都府京丹後市大宮町周枳1545番地の１

再生債務者　増田　正治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月10日　京都地方裁判所宮津支部

会社その他

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十五日

掲載頁　七十八頁（号外第一四二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十五日

掲載頁　七十八頁（号外第一四二号）

平成二十六年十月二十二日

宮城県大崎市鳴子温泉字湯元三六番地

（甲）鳴子ホテルマネジメント株式会社

代表取締役　髙橋　宣安

宮城県大崎市鳴子温泉字湯元三六番地

（乙）株式会社鳴子ホテルオペレーションズ

代表取締役　髙橋　宣安